

軍事扶助の葉

茨城縣社會課

特247

890

十三年一月



0040122-000

特247-890

軍事扶助の葉

茨城県社会課

昭和13

AGI

特247  
890

目次

軍事扶助法に就て……………	一	軍事扶助法……………	三四
扶助の種類、程度、方法……………	四	軍事扶助法施行令……………	三五
扶助に依る出願の手續……………	八	軍事扶助法施行細則……………	四〇
軍事扶助團體に依る扶助……………	七	軍事扶助事業統制……………	五
茨城縣に於ける軍事扶助……………	三	茨城地方委員會會則……………	五
系統の要領……………	三		

はしがき

今次の支那事變に際し、我が忠勇なる出動將兵各位が砲煙彈雨の中に戦線に馳驅し生死を超越して只管皇國の爲に奉公の誠を盡して居られますことは寔に感謝感激に堪へませぬ。之等出動軍人に對し士氣の鼓舞激勵に努むるは素より、其の遺族家族に對して慰藉扶助の萬全を期し舉國一致内の護りを固くし以て崇高なる帝國の使命達成に邁進致します事は私共銃後國民の重大なる責務であります。

御承知の如く銃後の扶助事業に就きましては平時たると戦時たるとを問はず軍事扶助法の適用或は軍事扶助關係各種團體の活動に依つて其の實績を擧げて参りましたが今次の如き事變に直面致しましては尙一層之等扶助法の活用、扶助團體の活潑なる活動を必要とするものであり、之が爲には少くとも扶助事業に關係をもつ私共は此際充分法の運用や事業の内容を知悉して扶助の徹底に遺憾なきを期せねばならぬと存じます。

斯うした趣旨から關係各位の御参考に資する爲簡單ながら軍事扶助の栞をお頒ちする次第であります。

昭和十三年一月

茨城縣社會課



法ノ趣旨  
並ニ沿革  
法ノ扶助  
ヲ受ケ得  
ル者

### 一、軍事扶助法に就て

軍事扶助法は兵役の大任に服する者をして後顧の憂なく安んじて其の責務を完うせしめんとする趣旨をもつて大正六年に制定せられ昭和六年と昭和十二年三月の二回に亘つて改正され今日に到つたのであつて、我國軍事扶助事業の樞軸となり最も重要な役割を演じつゝあるものである。

然らば、本法に依つて如何なる人々が扶助を受け得るかといふと其の第一條に「傷病兵、其ノ家族若ハ遺族、又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス」とあり簡單に之が要旨を述べれば戦闘又は公務の爲或は故意又は重大なる過失に因るにあらずして現役中又は應召中に傷病を受け又は病氣に罹り、之が爲一種以上の兵役を免ぜらるゝに至つた下士官兵即ち傷病兵、並に其の家族遺族の人達、及び現役兵として入營した者の家族、遺族或は召集を受けた下士官兵の家族遺族に當る人達が生活困難の状態に在る場合に、本法に依つて國家より扶助が行はれる事になるのである。

以上申述べた事を表示すると大略次の如くである。

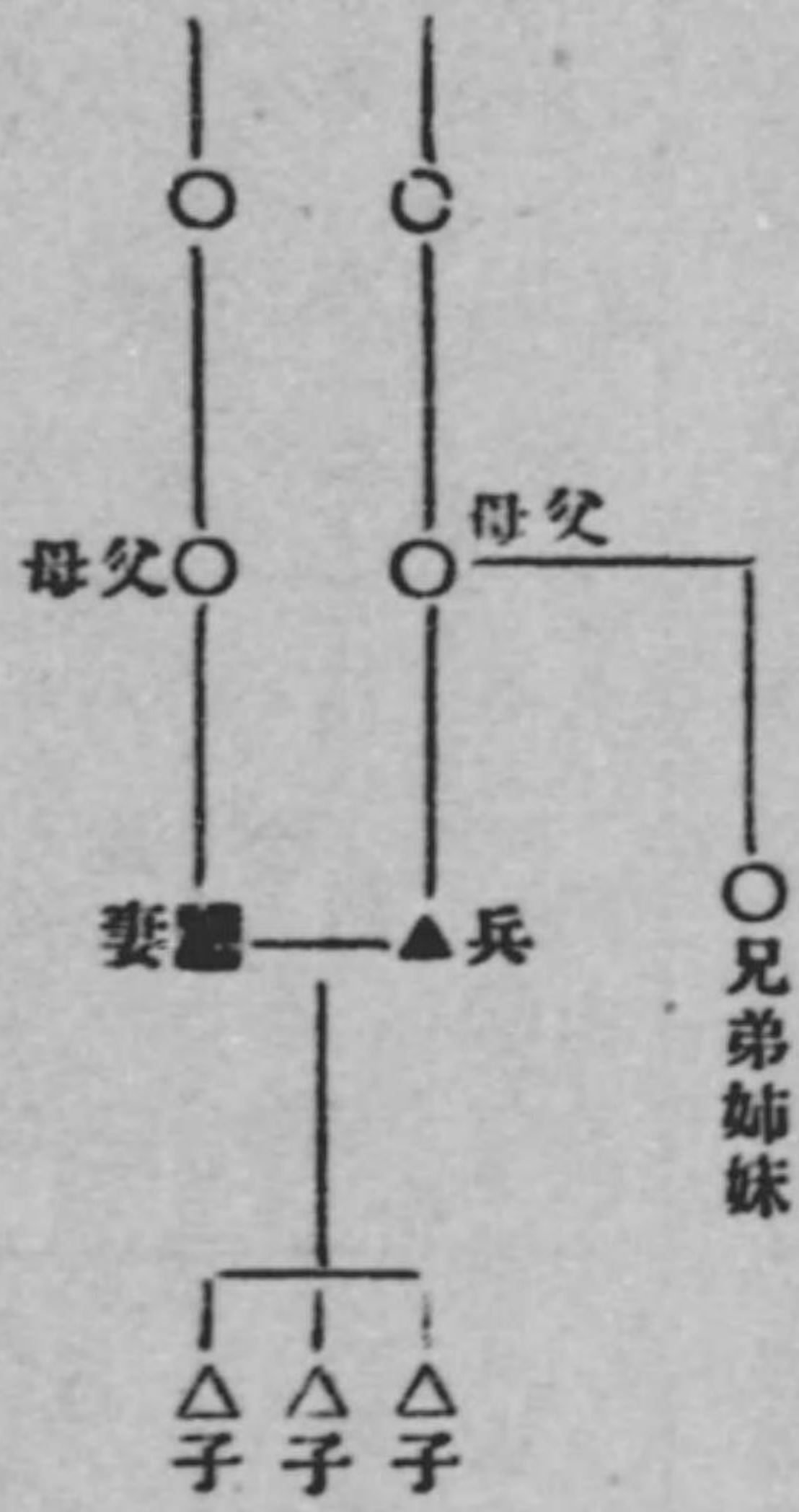
#### 一、被扶助資格者（法第二條乃至第四條）

- 1、陸海軍下士官兵タルコト
  - 2、傷病ニ因リ生活困難ナルコト
  - 3、傷病ノ爲一種以上ノ兵役ヲ免除セラレタルコト
  - 4、傷病ハ下記各號ニ因ルモノナルコト
- (4) 傷病兵
- 1、戦闘ノ爲
  - 2、公務ノ爲
  - 3、現役中
  - 4、應召中
- 故意又ハ重大ナル過失ニ依ルニ非ザルコト

扶助ノ格

軍事扶助法に依り當然扶助を受け得る者であつても法第八條乃至第十三條の適用に依つて次に示す場合の如く其の資格が失はれる事がある。

三、扶助缺格事項(法第八條乃至第十三條)

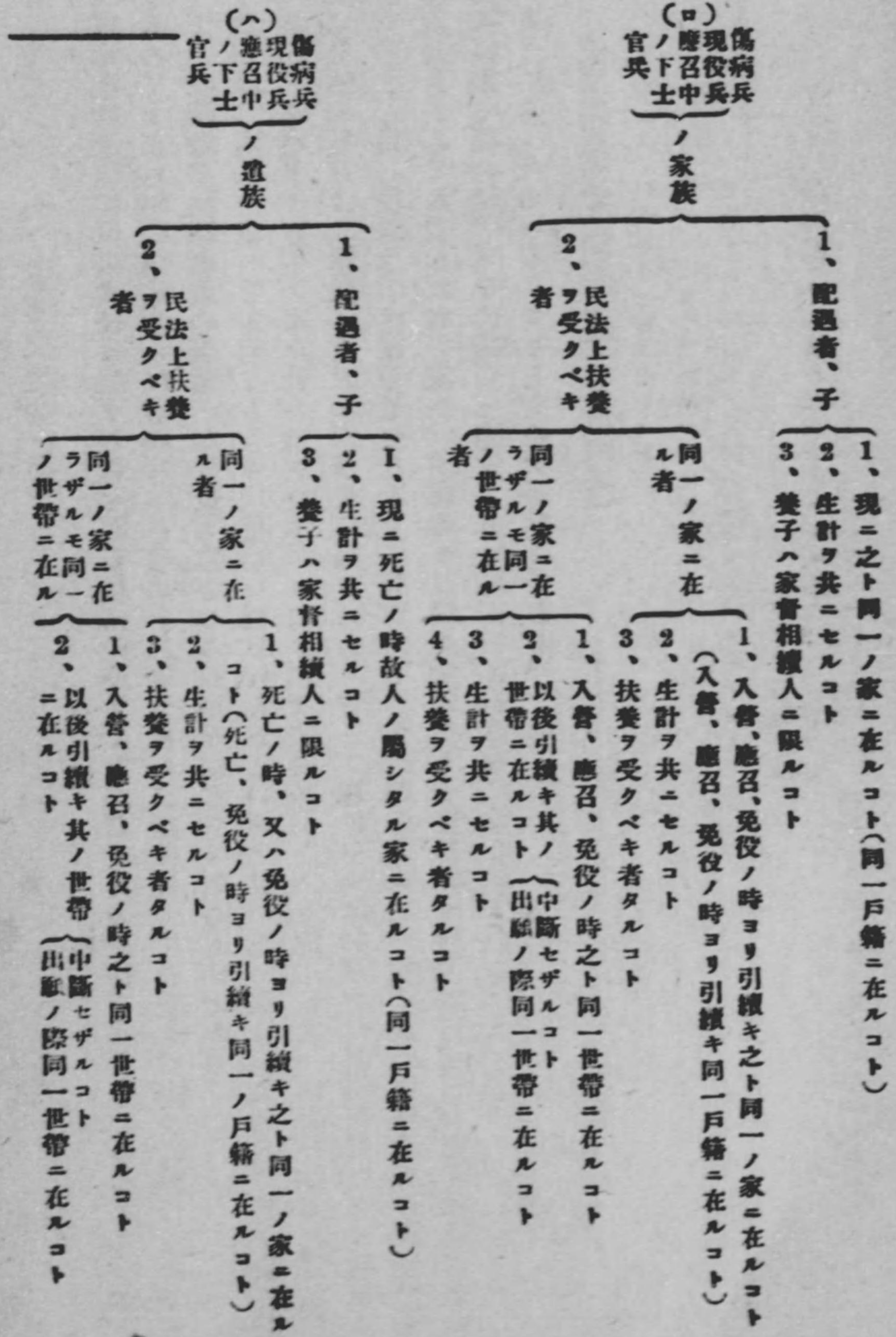


- 1、直系尊族 直系卑族
- 2、兄弟姉妹
- 3、配偶者ノ直系尊族
- 4、戸主ナルトキハ其ノ家族

二、扶養を受くべき者の範圍(自己を中心として)

- 死亡ノ原因
- 1、戦死
  - 2、戦闘又ハ公務ノ爲傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死シタルコト
  - 3、故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ現役中又ハ應召中ニ傷損ヲ受ケ又ハ疾病ノ爲死シタルコト

- 3、生計ヲ共ニセルコト
- 4、扶養ヲ受クベキ者タルコト



法 條	事 故 者	資 格 喪 失 事 項	資 格 喪 失 者	附 記
第 八 條	傷 病 兵	六 年 ノ 懲 役 又 ハ 禁 錮 以 上 ノ 刑 ニ 處 セ ラ レ タ ル 者 ナ ル ト キ	一、傷病兵 二、傷病兵ノ家族	
第 十 前 段 條	下 士 官 兵 傷 病 兵 ノ 遺 家 族	六 年 未 滿 ノ 懲 役 又 ハ 禁 錮 ニ 處 セ ラ レ タ ル 者 ナ ル 時	一、傷病兵 二、傷病兵ノ家族	一、刑ノ執行ヲ 終ル迄 二、刑ノ執行ヲ 受ケザルニ 至ル迄
第 十 後 段 條	下 士 官 兵 及 傷 病 兵 ノ 遺 家 族	逃 亡 シ タ ハ 除 キ 教 化 隊 ニ 收 容 セ ラ レ タ ル 者 ナ ル ト キ	下 士 官 兵 ノ 家 族	一、逃亡ノ間 二、收容ノ間
第 十 一 條	下 士 官 兵	意 情 者 ハ 素 行 不 良 ナ ル 者 ナ ル ト キ	一、傷病兵 二、傷病兵ト士官 兵ノ遺家族	一、情狀ニ依リ 二、扶助ヲ爲サズ 又ハ 三、扶助ノ程度ヲ 減ス
第 十 二 條 第 一 項	下 士 官 兵 及 傷 病 兵 ノ 遺 家 族		意 情 者 ハ 素 行 不 良 ナ ル 者	
第 十 二 條 第 二 項	下 士 官 兵 及 傷 病 兵 ノ 遺 家 族		意 情 者 ハ 素 行 不 良 ナ ル 者	
第 十 三 條	傷 病 兵	日 本 國 籍 ヲ 失 ヒ タ ル 者 ナ ル ト キ	傷 病 兵	

二、扶助の種類、程度、方法

扶助ノ種類  
扶助ノ程度

本法に依つて如何なる扶助が行はれるかといふと、扶助の種類には、生活扶助、醫療扶助、助産に生業扶助の四種類がある、即ち前述の人々は生活扶助に依つて其の日常生活の維持が保障せられ、又醫療扶助及び助産扶助に依つて病氣やお産の場合に醫師や産婆の手當が受けられ、生業扶助に依つて生業上必要な資金や資料等の貸與又は給與が受けられ、或は生業を営む爲の技能を授けられる事になつて居るのである。

尙軍事扶助法に依る扶助に要する經費は凡て國費支辨である。以下扶助の種類、方法、程度に就て今少しく之を表示致したい。

一、扶助の種類並方法(法第五條至第六條)

- 1、生活扶助 (令二)
  - イ、金錢給與
  - ロ、物品給與
  - ハ、居宅扶助
- 2、醫 療
  - イ、居宅扶助
  - ロ、收容扶助
- 3、助 産
  - イ、居宅扶助
  - ロ、收容扶助
- 4、生業扶助 (令二ノ二)
  - イ、資金器具資料ノ給與又ハ貸與
  - ロ、生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合
- 5、埋葬費ノ給與
- 6、災害ニ因ル臨時扶助

二、生活扶助の程度

扶助ノ程度ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ(法第五條第二項)

1、生活扶助(令第二條ノ三)

(イ)居宅扶助

世帯員数	市		町		村	
	一人	一世帯	一人	一世帯	一人	一世帯
一人	四二錢	四二錢	三五錢	三五錢	三五錢	三五錢
二人	三四	六八	二九	五八	七八	七八
三人	二九	八七	二五	七五	八八	八八
四人	二六	一〇四	二二	八八	一〇〇	一〇〇
五人	二三	一一五	二〇	八八	一〇〇	一〇〇
六人	二一	一二六	一八	八八	一〇八	一〇八
七人	二〇	一四〇	一七	八八	一〇八	一〇八
八人	一九	一五二	一六	八八	一二八	一二八
九人以上ノ場合	一八	一六二	一五	八八	一三五	一三五

(ロ)收容扶助(細則第四條)

市 一人一日 四十錢  
町村 一人一日 三十五錢

2、醫療(細則第五條)

(イ)居宅扶助

診察料 無料 但シ往診ノ場合車馬賃往復四杆毎ニ五十錢  
藥治料 一人一日 十八錢  
處置料 一人一回 二十五錢  
手術料 一人一回 五十錢  
検査料並手数料 一人一回 五十錢  
文書料 一通 二十五錢

(ロ)收容扶助

入院料 一人一日 一圓五十錢

3、助産(細則第六條)

(イ)居宅扶助

市 一人一回 十二圓  
町村 一人一回 十圓  
(ロ)收容扶助 一人一日 一圓五十錢

4、生業扶助(細則第七條)

イ、資金器具資料ヲ給與若ハ貸與ノ場合  
一世帯ニ付 六十圓  
ロ、生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合  
(イ)居宅扶助 一人 一日十五錢  
(ロ)收容扶助 一人 一日六十錢

- 5、埋葬費（細則第九條）
    - 市 一人一回 十二圓
    - 町村 一人一回 十圓
  - 6、災害ニ因ル臨時生活扶助（令第六條）
    - 一世帯ニ付 三十圓
- 尙生活扶助（居宅扶助）助産（居宅扶助）以外の場合に於て規定に依り難き場合は實費を支給す而して助産以下の金額は支給の最高限度を示すものなり

三、扶助法に依る出願の手續

扶助を受けんとする者は現住地の市町村役場を経て縣知事宛次に示す扶助願其の他關係書類を添付して提出す

- 1、生活扶助の場合
  - 軍事扶助願、軍事扶助調書、戸籍謄本を添付す
  - 收容生活扶助の場合は收容施設に關する書類
- 2、醫療扶助
  - 1、生活扶助適用者
    - 軍事扶助醫療願、醫師診斷書を添付するを原則とするも醫療のみの場合は更に軍事扶助調書戸籍謄本の添付を要す
- 3、助産扶助

- 4、生業扶助
    - 軍事扶助助産願、醫師又は産婆の證明書、經費見積書を添付すること
  - 5、埋葬費の給與
    - 生業扶助願、生業費明細書、收支見積書を添付すること
    - 埋葬費給與願、死亡診斷書を添付すること
  - 6、災害に因る臨時生活扶助
    - 罹災狀況書復舊費見込書を添付すること
- 次に扶助の程度、種類、方法等を變更する場合は變更の事由を詳記したる願書を現住地市町村役場に差出し役場は之に市町村長の意見具申書を添付して縣知事宛提出するのである。又市町村長は軍事扶助臺帳を備へ異動ある毎に記載事項に加除訂正を加へて臺帳を整備し置き毎年九月、三月の定期報告に際しては其の時期を失はざる様報告すべきである。

願書其他の様式

以下各種出願書其他の様式を添付して参考とする。

(一) 第一號様式 軍事扶助願

助 扶	
住 所	本 籍





右之通ニ候也

参考事項	扶助ノ種類程度方法 ニ關スル意見	生活費見積額ニ對スル 収入不足見込額	計	副業收入	日傭收入	商業收入	秋 蠶	春 蠶	同 裏作	畑自(小)作	計	備 考

同 裏作	田自(小)作	種 別	總 收入見積額 (一ヶ年分)	本人及全世帯員ノ資産				状況ノ員 帶											
				家屋(建坪)	坪棟	宅地	坪	畑田	歩	山林其ノ他	歩	有價證券以上見積價格	圓						
		作付反別 飼育枚數 商業日傭 副業種類	收穫物 種別 數量 單價	收入	同上收入ニ伴 ノ所要經費	純收	氏 名	種 別	數量	單價	所 要								
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	米	食料費										

昭和 年 月 日

市

(町) 長

(二) 軍事扶助醫療願

茨城縣知事 殿

扶 助 受 け ン ス ト ル 者		住 所	本 籍	法第五條ノ下 士官兵又ハ傷 病兵トノ續柄	氏 名	生 年 月 日	職 業 及 勤 先	扶 助 ノ 種 類 關 ス ル 希 望	備 考
法第五條ノ下 士官兵 又ハ傷病兵	氏 名								
	所屬部隊又ハ 守 府								
	兵 種								
	官 等 級								
							居宅扶助 收容扶助ノ別	生活扶助許可月日 昭和 年 月 日 指令番號 扶助日額	

出 願 事 由

右ノ通ニ付醫療費給與被下度醫師診斷書相添へ此段及奉願候也

昭和 年 月 日

住 所

出 願 人

何

某 印

茨城縣知事宛

備考 一、生活扶助ヲ適用シ居ル場合ハ願書ニ醫師診斷書市町村長ノ意見具申書ヲ添付スルコト

二、生活ニハ差支ナキモ醫療費ヲ支出スルコト困難ニシテ醫療ノミ出願スル場合ハ願書ニ醫師診斷書、

軍事扶助調書、戶籍謄本ヲ添付スルコト

醫 師 診 斷 書

一、患者住所氏名 性別及生年月日

住 所

氏 名

性別及生年月日

二、病名並ニ症狀

病 名

症 狀

三、投薬ノ種類數量

往診ノ場合	車馬賃	一杆	錢
藥治料	一日	錢	分
處置料	一回	錢	分
手術料	一回	錢	分
検査料並手数料	一回	錢	分
文書料	一通	錢	分
入院料	一日	錢	分

三、治癒ニ至ル迄ノ見込日數及治療費見込額

治療日數	日間	至	自	月	月
治療費見込額	圓	錢	分	日	日

四、入院ノ要否

五、治療ヲ必要トスル理由

右ノ通診斷候也

昭和 年 月 日

郡市 村大字 番地

醫師 何 某

備考 一、醫療費ノ限度ガ軍事扶助法施行細則第五條ニ依リ難キモノアル場合ハ其ノ理由ヲ(五)治療ヲ必要トスル理由欄ニ記入スルコト

(三) 軍事扶助助産願

出願ノ事由	者ルストンケ受ヲ助扶					
	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵	氏名	生年月日	職業及勤先	扶助ノ種類ニ關スル希望	備考
	氏名				居宅扶助ノ別收容扶助	生活扶助許可月日指令番號扶助日額
	所屬部隊又ハ府兵種官等級					

右ノ通ニ付助産費給與被下度醫師(産婆)證明書經費見積書相添へ此段及奉願候也

年 月 日

住 所

出願人

何

某 印

一八

茨城縣知事宛

備考 一、被扶助者ヨリ出願アリタル場合ハ關係書類ニ市町村長ノ意見具申書ヲ添付シ申達ノコト

醫師證明書  
(産婆)

一、産婦ノ住所氏名生年月日

住 所

氏名生年月日

二、出産ノ年月日時

三、生兒男女ノ別

四、異狀ノ有無

右證明候也  
年 月 日

郡

町大字

番地

醫師  
(産婆)

何

某 印

助産經費見積書

一金 圓也

内 譯

金 圓也 産婆診療報酬

金 圓也 産具(脱脂綿、ガーゼ、油紙、薬品)其他

金 圓也 産着

右ノ一通ニ候也  
年 月 日

郡

町大字

番地

何

某 印

(四) 軍事扶助法ニ依ル埋葬費給與願

死亡	本籍	死亡者ノ生前ニ於ケル扶助ノ種類並扶助指令年月日番號	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ兵種官等級及氏名
	住所		

出願ノ事由	埋葬費金圓	内譯 何々々 何々々 何程程	者	
			氏名	備考
			法第五條ノ下士官兵 又ハ傷病兵トノ續柄	死亡年月日 埋葬年月日

右之通ニ付埋葬費給與被下度死亡診斷書相添へ此段及奉願候也  
年 月 日

住所

出願人 (死亡者トノ續柄) 緣故關係等 何

某 ㊟

茨城縣知事宛

(五) 軍事扶助法ニヨル生業扶助願

扶助ヲ	本籍	住所	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵トノ續柄	氏名	生年月日	職業及勤先	扶助ニ關スル希望	備考

受ケンケル者

出願ノ事由	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵	受ケンケル者				生活扶助許可月日 指令番號 扶助日額
		氏名	所屬部隊又ハ鎮守府	兵種	官等級	

右ノ通生業扶助費給與被下度生業費明細書、收支見積書相添へ此段及奉願候也

年 月 日

住所

出願人 何

某 ㊟

茨城縣知事宛

備考 一、被扶助者ヨリ出願アリタル場合ハ關係書類ニ市町村長ノ意見具申書ヲ添付スルコト

二、生業費明細書及生業扶助ニヨル收支見積書ハ製庭機ニ關スル様式ナルモ他ノ場合ニ於テモ之ニ準ジテ作製スルコト









本扶助ノ  
特徴

や又は出動兵士の伯父、叔母、甥姪、私生子等出動兵士の同一の世帯に在つて然かも従前事實上扶養を受けて来た者が其の下士官兵の出動に依つて直ちに収入の途が絶え、生活困難の状態に陥るといふ様な場合が少くないのであつて是等の者に對しては特に軍事扶助団体に依る扶助の方途を講じ軍事扶助法の行届かない点を充分に補足して廣く扶助や慰籍に萬全を期してゐる次第である。

一、軍事扶助団体

帝國軍人後援會茨城支會(茨城縣社會課内)

愛國婦人會茨城支部(水戸市南三ノ丸)

日本赤十字社茨城支部(水戸市北三ノ丸)

恩賜濟生會茨城支部(茨城縣衛生課内)

帝國在郷軍人會水戸支部(水戸聯隊區司令部内)

茨城縣國防協會(茨城縣社寺兵事課内)

右団体の連絡統制を圖る爲社會課内に軍事扶助事業統制茨城地方委員會を設置し平時戰時を問はず軍事扶助の徹底を期す事業となつて居る。

二、被扶助者の範圍

イ、傷痍軍人及び其の家族

ロ、戰死傷病死軍人の遺族

ハ、現役並應召軍人の家族

本縣扶助  
團體ノ統  
制機關

扶助ヲ受  
ケ得ル者

扶助種目  
事業分擔

三、扶助事業分擔

ニ、軍屬及警察官の慰籍

以上の者にして左の各項の一に該當する場合に扶助せらる

1、生活困難なるも法定條件を欠く爲に軍事扶助法の適用を受け得ざる場合(例へば内縁の妻の如し)

2、軍事扶助法の扶助を受くる者にして同法の扶助種目以外の扶助を要する場合(例へば弔慰金慰問金等)

3、軍事扶助法の扶助開始迄の一時扶助を要する場合

事業種目	団体名					
	帝國軍人後援會茨城支會	愛國婦人會茨城支部	日本赤十字社茨城支部	恩賜濟生會茨城支部	帝國在郷軍人會水戸支部	茨城縣國防協會
法ノ扶助ヲ受ケ得ザル者ノ生活扶助	○					
法適用前ニ於ケル一時生活扶助	○					
罹災者ニ對スル臨時生活扶助	○					
託兒事業	○	○				
醫療事業並醫療費ノ補助	○		○			
醫藥(賣藥)配給			○	○		

助扶の他の其		助扶業生				産助及		
人事相談	戸籍整理幹旋授助	恩給及賜金受給幹旋指導	慰安會慰靈祭ノ執行	慰問弔問弔慰金贈與	通利生業資金ノ融通	導業ノ保護幹旋指導及授産	助産及之ニ關スル	低廉ナル診療
○	○		○	○	○	○	○	
			○	○			○	
			○	○				○
								○
○	○	○		○		○		
○								

四、扶助の程度

1、生活扶助

其の限度は軍事扶助法該當者に適用すべき居宅扶助の場合に於ける生活扶助費の給與限度額と同様の方法を以つて主に帝國軍人後援會茨城支會之を擔當し決定する

2、醫療

1、恩賜財團濟生會は茨城縣救療規程に依る治療券を以つて行ふ

2、日本赤十字社茨城支部に於ては主として巡回診療を爲す

3、助産

軍事扶助法と同様の方法を以つて帝國軍人後援會茨城支會之を扶助するの外愛國婦人會は助産券産具等を給與する

4、生業扶助

軍事扶助法と同様の方法を以つて帝國軍人後援會茨城支會之を擔任し一戸六拾圓を限度とし原則として無利子とする

5、埋葬費給與

軍事扶助法と同様の方法を以つて主に軍人後援會之を給與する

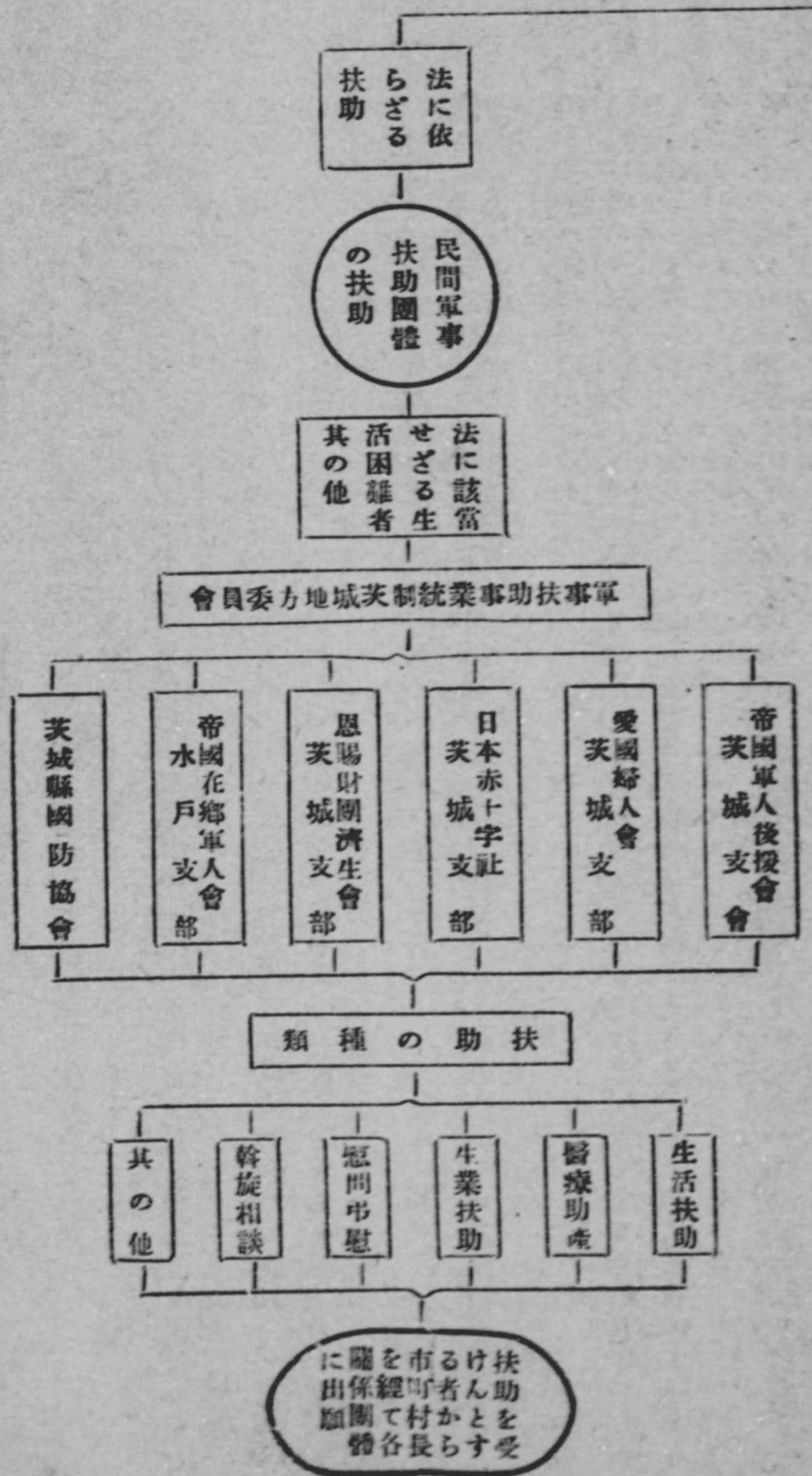
五、扶助出願の手續

出願手續は軍事扶助法に依る願書、調書、戸籍謄本を添付し市町村役場を経由の上帝國軍人後援會長宛(社會課内)提出す但し急を要する場合は電信又は電話を以つて申込み承認を得ると共に爾後に直に正式書類を提出するも差支なき事になつてゐる

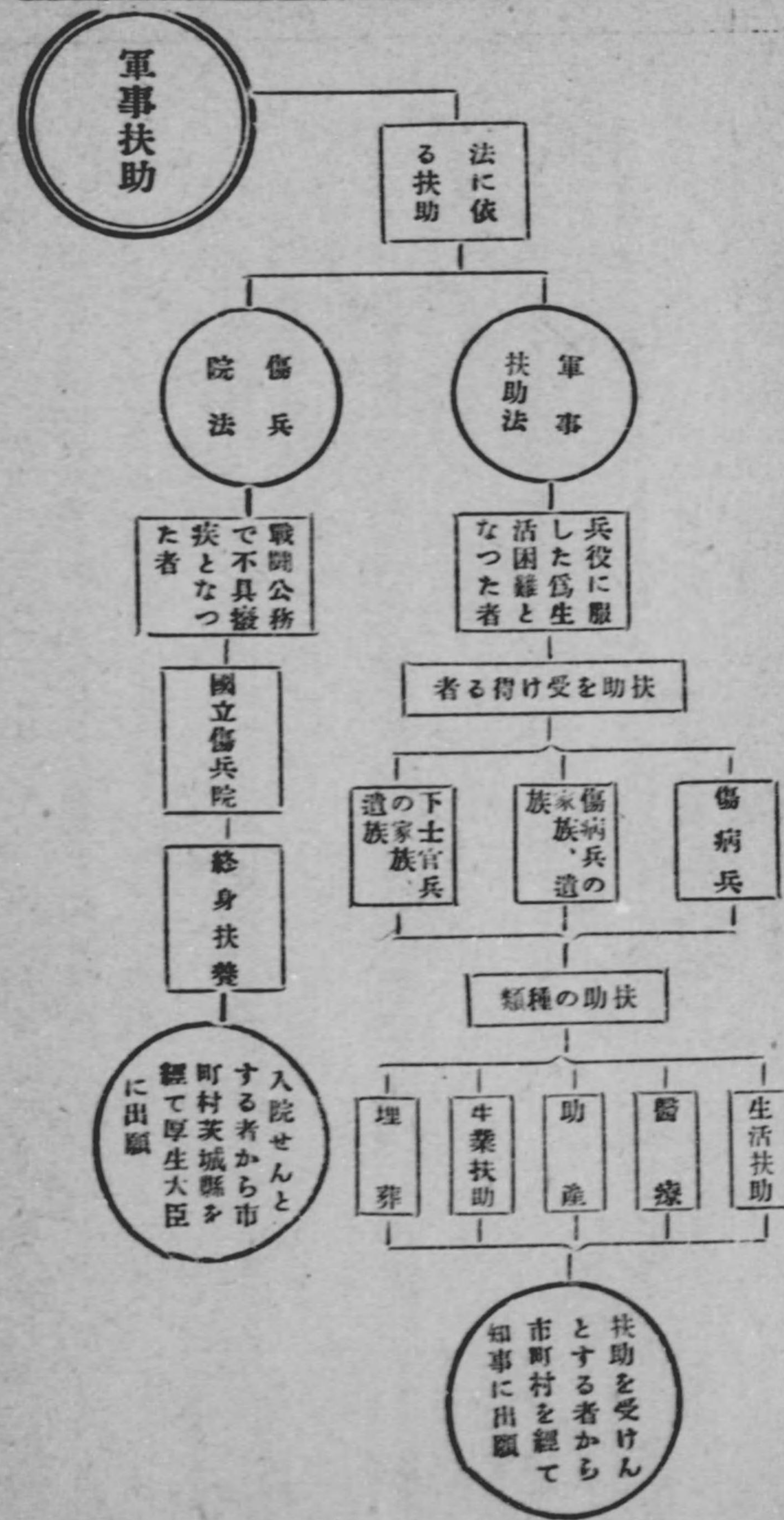
五、茨城縣に於ける軍事扶助系統の要領

茨城縣に於ける軍事扶助系統の要領を圖示すれば大体次の如くなつて居りますから管内に現役其の他

# 軍事扶助系統の要領



# 茨城縣に於ける



應召兵等があつた場合は平戦時の如何を問はず詳細家庭状況をお調べの上適切な處置を講ずる様切に願ひ致す次第である。

軍事扶助法

(昭和十二年三月三十一日) 法律第二〇號

第一條 傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス

第二條 本法ニ於テ傷病兵ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍下士官兵ニシテ戦闘又ハ公務ノ爲傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレタル者

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外陸海軍下士官兵ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ現役中(未入營期間及歸休期間ヲ除ク)又ハ應召中ニ傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレタル者

第三條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者

但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ現役兵ノ入營シタルトキ下士官兵ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免ゼラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ現役兵ノ入營シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免ゼラレタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免ゼラレタル

時之ト同一ノ世帯ニ在リ且ツ引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

前項各號ノ陸海軍現役兵ニハ未入營現役兵及歸休兵ヲ包含セズ

第四條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 戦死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷損若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士官兵又ハ傷病兵ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者 但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外戦死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷損若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ下士官兵ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免ゼラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外戦死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷損若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ下士官兵ノ入營若ハ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免ゼラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且ツ引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第五條 扶助ハ現役兵ノ入營、下士官兵ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト困難ナル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス

扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産及生業扶助トス

第七條 扶助ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ二 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ

者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第八條 傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者並其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第九條 下士官兵又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷病兵及其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十條 下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ  
於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ  
六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十一條 下士官兵ニシテ逃亡シ又ハ陸軍教化隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十二條 下士官兵又ハ傷病兵ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵並其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニヨリ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

第十三條 傷病兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同ジ  
下士官兵又ハ傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第十三條ノ二 下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ現役兵ノ退營又ハ下士官兵ノ召集解除後仍二十日以内ヲ繼續スルコトヲ得

第十四條 下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル扶助ハ下士官兵又ハ傷病兵死亡後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得

第十五條 下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ下士官兵ノ傷病兵トナリタル後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得

第十六條 本法ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其間傷病兵ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル扶助金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第十八條 本法ニ依リ扶助金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラズ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第十九條 舊刑法重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正六年十月勅令第二〇四號ヲ以テ同七年一月一日ヨリ施行）

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年十二月勅令第二八三號ヲ以テ同七年一月一日ヨリ施行）

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十二年六月二十二日勅令第二七五號ヲ以テ同七月一日ヨリ施行）

## 軍事扶助法施行令

(昭和十二年六月二十二日)  
(勅令第二七六號)  
(昭和十二年十二月二十四日)  
(勅令第七四五號)

三八

- 第一條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官之ヲ行フ  
市町村長又ハ之ニ準ズルモノハ扶助事務ニ關シ地方長官ヲ補助スベシ  
扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズルモノ、申請ニヨリ之ヲ行フ 但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得  
扶助ノ程度及方法ハ地方長官之ヲ決定ス
- 第一條ノ二 扶助ハ扶助ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ  
地方長官居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受クル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得
- 第二條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條ノ二 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ
- 第二條ノ三 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十五錢以内トス 一世帯ニ於テ扶助ヲ受クル者一人以上アル時ハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得
- 第三條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官、内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

- 第四條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ拾貳圓以内トス
- 第四條ノ二 第一條ノ二第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官、内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム
- 第五條 埋葬ノ爲支出スル費用ハ拾貳圓以内トス  
扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ
- 第六條 災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額參拾圓ヲ限り生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得
- 第七條 生活扶助ノ爲給與スル金錢ハ物品ハ三月分以内ヲ限り之ヲ前渡スルコトヲ得  
扶助ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ被扶助者己ムヲ得ザル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ消費シ又ハ喪失シ且返還ノ資力ナキトキハ之ヲ返還セシメザルコトヲ得  
扶助ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムベキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スベキモノヨリ減ズルコトヲ得
- 第八條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ公共團體、公益法人其ノ他適當ト認ムル者ニ委嘱シテ扶助ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第九條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ
- 第十條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第二條ノ三第一項、第四條、第五條第一項及第六條ノ規定ニ依ル金額ヲ増加スルコトヲ得

第十一條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ内務大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス  
内務大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第十二條 朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ本令中内務大臣ノ職務ハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、滿洲國駐劄特命全權大使又ハ南洋廳長官、地方長官ノ職務ハ朝鮮總督府道知事、臺灣總督府州知事若ハ廳長、樺太廳支廳長關東州廳長官又ハ南洋廳支廳長之ヲ行フ

附 則

本令ハ昭和六年法律第二十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

従前ノ規定ニ依リ爲シタル扶助又ハ扶助若ハ審査ノ出願ハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本令ハ昭和十二年法律第二十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

茨城縣令第十八號

茨城縣令第一號

軍事救護法施行細則左ノ通改正ス

昭和十二年七月一日  
昭和十三年一月十四日

茨城縣知事

林

信

夫

軍事扶助法施行細則

第一條 軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ其ノ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ出願スベシ

扶助ヲ受ケントスル者一世帯二人以上アルトキハ世帯主又ハ之ニ代ルベキ者前項ニ依リ出願スベシ

第二條 市町村長前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ第二號様式ノ扶助調書ヲ作成シテ戶籍謄本其ノ他必要書類ヲ添附シ速ニ知事ニ進達スベシ 市町村長ニ於テ扶助ノ必要アリト認ムルモノアルトキハ前條ノ出願ナキ場合ト雖前項ノ扶助調書ヲ作成シテ戶籍謄本其ノ他必要書類ヲ添附シ知事ニ具申スベシ

第三條 市町村長ハ軍事扶助法第十三條ノ二ノ規定ニ依ル扶助繼續ノ必要アリト思料セラレ、モノアルトキハ其ノ理由並期間ヲ具シ現役兵ノ退營又ハ下士官兵ノ召集解除前豫メ知事ニ具申スベシ

第四條 生活扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超エザルモノトス  
一 居宅扶助ノ場合  
市ニ在リテハ 一人一日 四十二錢 町村ニ在リテハ 一人一日 三十五錢

二 收容扶助ノ場合  
市ニ在リテハ 一人一日 四十錢 町村ニ在リテハ 一人一日 三十五錢

第五條 醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超エザルモノトス

一 居宅扶助ノ場合

診 察 料 無料 但シ往診ノ場合車馬賃往復四軒毎ニ五十錢

藥治料 一人一日 十八錢 處置料 一人一回 二十五錢  
 手術料 一人一回 五十錢 検査料或手数料 一人一回 五十錢  
 文書料 一通 二十五錢

二 收容扶助ノ場合

入院料 一人一日 一圓五十錢

第六條 助産ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超エザルモノトス

一 居宅扶助ノ場合

市ニ在リテハ 一人一回 十二圓 町村ニ在リテハ 一人一回 十圓

二 收容扶助ノ場合

入院料 一人一日 一圓五十錢

第七條 生業扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超エザルモノトス

一 資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ノ場合 一世帯ニ付 六十圓

二 生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合

居宅扶助ノ場合 一人一日 十五錢 收容扶助ノ場合 一人一日 六十錢

第八條 生活扶助、醫療、助産及生業扶助ノ爲支出スル費用ニシテ前四條ノ規定ニ依リ難キモノニ付テ

ハ實費トス 但シ第四條及第六條ノ居宅扶助ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 埋葬ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超エザルモノトス

一 市ニ在リテハ 一人一回 十二圓 二 町村ニ在リテハ 一人一回 十圓

第十條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行ヒタル者埋葬費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ第

三號様式ニ依リ死亡者ノ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ出願スベシ 市町村長前項ノ願書ヲ受理シタル

トキハ其ノ適否ヲ調査シ直ニ知事ニ進達スベシ 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フモ

ノナキトキハ市町村長ハ速ニ報告スベシ

第十一條 市町村長ハ第四號様式ニ依ル軍事扶助臺帳ヲ備ヘ記載事項ニ異動アル毎ニ訂正ヲ爲スベシ

第十二條 扶助ヲ受クル者願書記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第一條ノ出願人又ハ之ニ代ル者ヨリ

直ニ住所地(住所移轉ノ場合ハ舊住所地)市町村長ヲ經テ知事ニ届出ヅベシ

第十三條 市町村長ハ扶助ノ廢止、若ハ停止、又ハ扶助ノ程度若ハ方法ニ付變更ノ必要アリト思料セラ

ル者アルトキハ其ノ理由及意見ヲ具シ直ニ知事ニ報告スベシ

第十四條 市町村長ハ常ニ被扶助者ノ生活狀況ニ注意シ毎年九月、三月ノ末日ヲ期トシ第五號様式ニ依

リ其ノ狀況ヲ翌月十五日迄ニ知事ニ報告スベシ

第十五條 軍事扶助法施行令第十一條ノ規定ニ依リ内務大臣ニ審査ヲ出願スル場合ニ於テハ扶助ノ拒否

又ハ廢止、停止ノ指令ヲ交付シタル市町村長ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ昭和十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス





本人及全世界員ノ資産		總收入見積額(一ヶ年分)		生活費見積額(一ヶ年分)		法第五條ノ下 士官兵又ハ傷病兵トノ續柄		法第八條ノ至第十二條ノ事項											
本人及全世界員ノ資産	家屋(建坪)	棟	坪	住宅地	坪	畑	田	山林其ノ他	步	有價券何々以上見積價格	圓	氏名	職業	勞働能力ノ程度	健康狀態	備考			
種別	作付反別	飼育枚數	收穫物	單價	收入	同上收入ニ伴フ	純收	氏名	種別	數量	單價	所要金額	米	食料費	電燈料	家賃	被服費	薪ノ他	
田自(小)作	商業日儲	商業種別	數量	單價	收入	同上收入ニ伴フ	純收	氏名	副食物	數量	單價	所要金額	米	食料費	電燈料	家賃	被服費	薪ノ他	
同 裏作	畑	田	山林其ノ他	步	有價券何々以上見積價格	圓	氏名	職業	勞働能力ノ程度	健康狀態	法第八條ノ至第十二條ノ事項	備考	氏名	職業	勞働能力ノ程度	健康狀態	法第八條ノ至第十二條ノ事項	備考	
畑自(小)作	同 裏作	畑	田	山林其ノ他	步	有價券何々以上見積價格	圓	氏名	職業	勞働能力ノ程度	健康狀態	法第八條ノ至第十二條ノ事項	備考	氏名	職業	勞働能力ノ程度	健康狀態	法第八條ノ至第十二條ノ事項	備考

計	何々	副業收入	日儲收入	商業收入	秋 蠶	春 蠶	同 裏作	計	何々	薪ノ他	被服費	家賃	電燈料	兒童就學費	何々	何々	計	何々	備考
年額	種類	程度	方法	一日當	方	法	備考	計	何々	薪ノ他	被服費	家賃	電燈料	兒童就學費	何々	何々	計	何々	備考
年額	種類	程度	方法	一日當	方	法	備考	計	何々	薪ノ他	被服費	家賃	電燈料	兒童就學費	何々	何々	計	何々	備考

右之通ニ候也  
年 月 日

市町村長 何 某 啓

第三號樣式

軍事扶助法ニ依ル埋葬給與額

出願事由	埋葬費	死者		本籍	死亡者ノ生前ニ於ケル扶助ノ種類並扶助指令年月番號	法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ氏名	死亡年月日	埋葬年月日	備考
		住所	氏名						
	金	年 月 日生	名			法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵トノ續柄			
	圓								
	内課								
	何々々								
	何々々								
	何々々								

右之通ニ付埋葬費給與被下度死亡診斷書相添ヘ此段奉願候也

年 月 日

住所

出願人(死亡者トノ續柄)何  
兼故關係等

某印

知事宛

第四號樣式

軍事扶助臺帳

年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	被扶助者ノ氏名	扶助出願者		法第五條ノ下士官兵又ハ傷病兵		徵集年	入替又ハ應召年月日	所屬部隊又ハ鎮守府	兵役免除戰病死亡年月日	地名又ハ鎮守府	職業並先	扶助ノ出願具申年月日	扶助開始並扶助ノ種類及方法	扶助ノ廢止停止年月日	備考	
					住所	本籍	官等級種	兵等級種											
				下士官兵又ハ傷病兵トノ續柄															

記事	年	年
	月	月
	日生	日生

第五號様式 軍事被扶助者狀況調査書

一家ノ現況	被扶助者現況					
	氏名	生年月日	職業	本籍又ハ住所ノ移動	他ヨリ受クル扶助	法第八條乃至第十條ノ事項
一、家族中移動者ノ有無並異動ト一家生計トノ關係						
二、家族中勞役又ハ所得ノ變動ノ有無並變動ト一家生計トノ關係						其他扶助ノ種類 程度ニ變更ヲ及 スベキ事項

右之通ニ候也

年 月 日

知事宛

市町村長 氏

名

軍事扶助事業統制茨城地方委員會々則

第一條 本會ハ軍事扶助事業ヲ統制シ其ノ實施ヲ有効適切且ツ圓滑ナラシムルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ軍事扶助事業統制茨城地方委員會ト稱シ事務所ヲ茨城縣社會課内ニ置ク

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、軍事扶助事業ニ關スル調査研究
- 二、軍事扶助事業分擔ニ關スル協定
- 三、軍事扶助事業計畫ニ對スル豫算ノ協定
- 四、軍事扶助實施ニ關スル研究並協定
- 五、其ノ他軍事扶助實施ニ關シ必要ナル事項

第四條 本會ハ左ノ團體ノ代表者及關係縣職員ヲ以テ組織ス

- 一、中央ニ於ケル軍事扶助事業統制ニ關スル協定ニ加盟シタル團體ノ支部又ハ支會
- 二、本縣内ニ存在スル團體ニシテ縣ニ於テ推薦セラレ軍事扶助ニ關スル協定ニ加盟スルコトヲ承諾シタル團體

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 若干名
- 委員 若干名
- 幹事 若干名

第六條 會長ニハ茨城縣學務部長ノ職ニアル者ヲ推ス

幹事ハ會長之ヲ囑託ス

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事ス

第八條 委員會ハ年二回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時開クコトヲ得


第九條 委員會ノ決議スベキ事項左ノ如シ


一、第三條ニ掲グル各號


二、本縣知事ノ諮問ニ對スス答申

三、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第十條 會則ノ變更ハ委員會ニ於テ出席委員三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルモノトス









印刷年月日 昭和十三年一月三十日

發行年月日 昭和十三年一月三十一日

發行所 茨城縣社會課

印刷者 水戸市元白銀町 里澤常業

印刷所 水戸市元白銀町 日新印刷株式會社

7  
0